

女性や若者が働きやすい職場づくり 職場環境の改善について ご相談ください

市は、女性や若者が働きやすい職場環境づくりを推進するため、市内の中小企業向けに無料相談やコンサルティング経費の補助、「女性と若者が輝く企業」の認定を行っています。
雇用推進課(☎504-2244、☎504-2259)

人手が足りない
働き方を見直したい

求人を出しても
応募がない



女性や若者が活躍
する職場って？

働き方改革関連法
って？

女性や若者が働きがいのある安定した仕事を持てるよう、市は、仕事と家庭の両立、正規雇用化、職場定着・継続就業などの職場環境の改善に取り組む地元中小企業に対して次の支援事業を行っています。

■無料相談(随時)

女性や若者の採用、人材育成、仕事と家庭の両立支援などについて専門家がアドバイスします。

市内に本社または主な事業所がある中小企業

【相談員】社会保険労務士、広島労働局職員、県働き方改革・女性活躍推進員、キャリアコンサルタントなど

国所定の申込書をファクスかメールで同課へ。申込書など詳しくは、右の二次元コードから



■コンサルティング経費補助

職場環境改善の取り組みに対し

て、コンサルティング経費を補助します。

市内に本社または主な事業所がある中小企業

【補助対象となる取り組み】女性の就業とキャリアアップの促進、若者の採用、人材育成と職場定着の促進、非正規社員の処遇改善、法定時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進、育児・介護休暇などの取得促進など

【補助金額】

取り組み内容	補助率	補助限度額
国の優良企業認定の取得を目指す取り組み	各コンサルティング経費の2分の1以内	20万円
その他の取り組み		5万円

国コンサルティング開始のおおむね1カ月前までに、同課にご相談を。申請の受け付けは予算の範囲内で先着順。申込書など詳しくは、右の二次元コードから



募集 無料相談会を開催します

女性や若者に魅力ある職場づくりに取り組みたい市内中小企業を対象に、無料相談会を開催します。

12月22日(火)午後1時～4時 国コジマホールディングス西区民文化センター(西区横川新町6-1) 国女性や若者の採用や育成に関する各種相談、国の助成制度の活用に関する相談など

国所定の申込書をファクスかメールで同課へ。申込書など詳しくは、右の二次元コードから



お知らせ 就業規則の改正はお済みですか？

一 子の看護休暇・介護休暇が時間単位で取れるようになります 一

来年1月1日から、育児・介護休業法施行規則などが改正され、子の看護休暇・介護休暇を柔軟に取得できるよう、これまでの半日単位から時間単位で取得できるようになります。

就業規則の改正などに、上記の無料相談とコンサルティング経費補助をご活用ください。

コロナ対策 新型コロナウイルス感染拡大を予防するために

コロナ禍でも必要な場合は医療機関を受診しましょう。年末年始の救急医療については、本紙8頁をご覧ください。

●発熱や咳、倦怠感や味覚・嗅覚障害などの症状がある人は、通勤・通学などの外出や、知人との会食などを控えるとともに、かかりつけ医またはコールセンター(積極ガードダイヤル※) ☎241-4566 へ連絡してください ※24時間対応で最寄りの医療機関をご案内します

●冬場においても換気設備や換気扇を利用し、室内の換気をしましょう

※機械換気による常時換気を

※機械換気が設置されていない場合は、窓を少し開ける

※室温は18℃以上を目安に

※換気しながら適度な保湿も忘れずに



新型コロナウイルスに関する最新の情報は

市HP ■ページ番号でさがす

107094



国健康推進課(☎504-2622、☎504-2258)

県内で初めて導入します

パートナーシップ宣誓制度

市は、来年1月4日から性的マイノリティー(少数者)のカップルが互いを人生のパートナーとして宣誓したことを公的に認知する「パートナーシップ宣誓制度」を開始します。

国人権啓発課(☎504-2165、☎504-2609)

■対象者の要件

一方または双方が性的マイノリティーであるカップルのいずれか一方が市内に住所を有するか、宣誓の日から14日以内に市内への転入を予定している人で、次の全てに該当している

①双方が成年に達している

②双方に配偶者(事実婚を含む)がいない、また双方が宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓していない

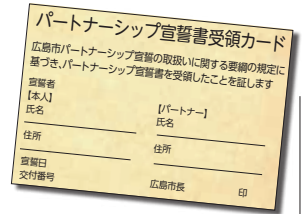
③双方の関係が直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族ではない

■宣誓の方法

そろって同課の市職員の前(日時は事前調整を)でパートナーシップ宣誓書に記入し、その他の必要書類などと併せて提出 ※宣誓書は、戸籍上の氏名と併せて通称名が使用できます

■受領証の交付

原則として宣誓当日 受領カードのイメージにパートナーシップ宣誓書受領証と受領カードを交付します ※宣誓書に記載した事項に変更があった場合、宣誓者は、変更内容が確認できる書類を添付した上で、変更届を提出してください



宣誓したカップルは宣誓書受領証などの提示により、各種行政サービスが利用可能となる予定です。

市HP ■ページ番号でさがす 194223

また、この宣誓制度について岡山市と相互利用ができるよう協定を締結する予定です。

冬季節電

家庭でできる省エネに取り組もう

この冬は、新型コロナウイルス感染症予防の影響で自宅で過ごす時間が増えるかもしれません。少しの工夫でできる家庭での省エネの一部を紹介します。家族みんなで取り組んでみませんか。

国温暖化対策課(☎504-2185、☎504-2229)



省エネポータルサイト「無理のない省エネ節約」(資源エネルギー庁)へはこちらから

暖房器具

- フィルターを清掃する
- 厚手のカーテンなどを使用して暖房効果を高める
- ひざ掛けの使用などウォームビズを実践する

照明

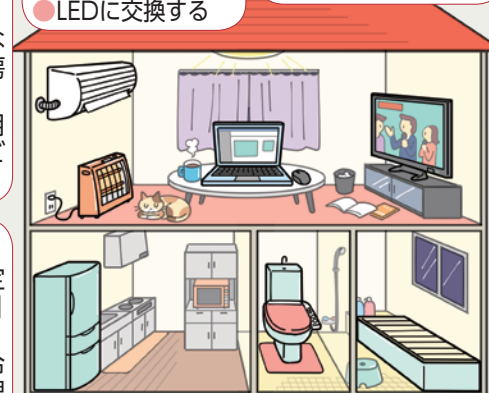
- こまめに消灯する
- LEDに交換する

パソコン

- 画面の輝度を下げる

テレビ

- こまめに消す
- 画面の設定を確認して、部屋の明るさに合わせた適切な明るさにする



冷蔵庫

- 冬場は温度設定を「強」から「中」や「弱」にする
- 庫内が均一に冷えるように整理して、隙間を空けて食品を入れる

温水洗浄便座

- 放熱防止のため、フタを閉める
- 外出・就寝時は節電モードを上手に使う

風呂

- 間隔を空けずに入浴する
- フタをして、浴槽にためたお湯の熱を逃がさない

※感染症対策のため、換気は行いましょう

コロナ支援策

広島市テナントオーナー支援事業 - 制度を拡大・延長しました -

同事業は、感染症の影響を受けている店舗の家賃などを減額したオーナーへの補助制度です。新しい年に向けて事業継続に尽力されている店舗などのさらなる支援のため、対象期間や補助金の支給月数を拡大し、申請期間を延長しました(色字下線が変更箇所)。

【補助対象者】

感染症の影響を受けている店舗の家賃などを2割以上減額するテナントオーナー

【対象経費】

令和2年4月～3年3月までの間に

減額した家賃など

【補助率】3分の2

【限度額】月20万円×最大6カ月分

【申請期間】来年1月31日(日)まで

【申請方法】

所定の申請書を郵送で市テナントオーナー支援事業事務局へ。申請書や事業の詳細は同事業事務局ホームページで

市HP ■ページ番号でさがす

194668

国同事業事務局

(☎236-3738、☎542-2738)